

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

平成21年12月24日

京都市伏見区長 北島 誠一

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
高橋 三幸	京都市伏見区深草菟川町	実態調査に基づ	平成21年12
高橋 建子	11番地の11	く職権消除	月17日

(伏見区役所深草支所区民部市民窓口課)